

総行公第 148 号  
総行給第 82 号  
総行福第 358 号  
総行安第 49 号  
令和 4 年 12 月 23 日

各都道府県総務部長  
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）  
各政令指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長  
総務省自治行政局公務員部福利課長  
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長  
（ 公 印 省 略 ）

「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」  
の修正等について

平成 30 年 10 月 18 日付総行公第 135 号・総行給第 49 号・総行女第 17 号・総行福第 211 号・総行安第 48 号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」（以下「マニュアル（第 2 版）」という。）について、マニュアル（第 2 版）発出後の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）や地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の改正等を踏まえ、下記のとおり修正等を行いました。

貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

## 記

### 1. マニュアル（第 2 版）Ⅱ（各論）について 別紙 1 のとおり

#### <主な修正内容>

##### ○地共済法の改正に伴う修正等

・地方公務員共済制度における非常勤職員への短期給付等の適用拡大 など

##### ○妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に伴う修正等

・有給または無給の休暇の種類の変更  
・育児休業に係る在職期間要件の削除 など

##### ○その他

・地共済法の長期給付を適用する職員要件、災害補償の職員要件及び退職手当の支給要件の緩和  
・時点更新による修正等

2. マニュアル（第2版）Ⅲ（Q&A）について  
1に伴う修正等（別紙2のとおり）

3. 参考資料について  
1及び2に伴う修正等（別紙3のとおり）

4. その他

これまでの修正等を反映したマニュアル（第2版）Ⅱ（各論）及びⅢ（Q&A）  
の溶込版（別紙4-1及び4-2のとおり）

**【連絡先】**

総務省公務員部

公務員課 公務員第一係

電話：03-5253-5542（直通）

<休暇等について>

公務員課 公務員第四係

電話：03-5253-5544（直通）

<給与について>

給与能率推進室

電話：03-5253-5549（直通）

<地方公務員共済制度等について>

福利課

電話：03-5253-5557（直通）

<公務災害補償等について>

安全厚生推進室

電話：03-5253-5560（直通）